民生委員法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年四月一日

広島県知事　湯　崎　英　彦

広島県規則第四十一号

民生委員法施行細則の一部を改正する規則

民生委員法施行細則（昭和二十三年広島県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条を削り、第二条中「法」を「民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号。以下「法」という。）」に改め、同条を第一条とし、第三条から第五条までを一条ずつ繰り上げる。

別記様式第一号から別記様式第三号までの規定中「第２条関係」を「第１条関係」に改める。

別記様式第四号中「第３条関係」を「第２条関係」に改める。

別記様式第五号中「第５条関係」を「第４条関係」に、

「

１	生活困難者	２	心身障害児(者)
３	寝たきり老人	４	独り暮らし老人
５	母　子	６	父　子

」を

「

１	生活困難者	２	障害児(者)
３	寝たきり高齢者	４	独り暮らし高齢者
５	母　子	６	父　子

」に、「心身障害児（者）」を「障害児（者）」に、

「

障害の状況	１視覚障害　２聴覚又は平衡機能障害　３音声言語機能障害 ４肢体不自由（上肢，下肢，体幹）　５知的障害　６その他（　　）
身体障害者手帳	１有（　　県　　号，　　種　　級）　２無
療育手帳	１有（　　号，障害程度記号　　）　２無

」

を

「

障害の状況	１視覚障害　２聴覚又は平衡機能障害　３音声言語機能障害 ４肢体不自由（上肢，下肢，体幹）　５内部障害（　　） ６知的障害　７精神障害　８その他（　　）
身体障害者手帳	１有（　市町　号，　種　級）　２無
療育手帳	１有（　号，障害等級　）　２無
精神障害者保健福祉手帳	１有（障害等級　）　２無

」

に、「５福祉手当」を「５特別障害者手当等」に、「寝たきり老人」を「寝たきり高齢者」に、

「

氏　　名	
身体障害者手　　帳	１有（　　県　　号，　　種　　級）　２無

」

を

「

氏　　名	
身体障害者手　　帳	１有（　　市町　　号，　　種　　級）　２無

」

に、「独り暮らし老人　」を「独り暮らし高齢者」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の民生委員法施行細則別記様式第五号で作成されている福祉票は、この規則による改正後の民生委員法施行細則による様式で作成されたものとみなす。